

秋田市賃貸型応急住宅実施要綱

〔 令和 5 年 8 月 21 日 〕
〔 市 長 決 裁 〕

(目的)

第 1 条 この要綱は、令和 5 年 7 月大雨災害（以下「災害」という。）の被災者に対して市が賃貸型応急住宅として民間賃貸住宅を借り上げ、入居希望者に対して提供を行うために必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Aタイプ賃貸型応急住宅 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき「秋田県災害救助法の適用を受ける災害時における賃貸型応急住宅実施要綱（令和 5 年 7 月 31 日 施行）（以下「県要綱」という。）」に基づき市が被災者に供与するものをいう。
- (2) Bタイプ賃貸型応急住宅 市が本実施要綱に基づき被災者に供与するもので、申込時にはAタイプ賃貸型応急住宅に該当しないものをいう。

(入居対象者)

第 3 条 この要綱に基づき B タイプ賃貸型応急住宅に入居することができる者は、災害時に本市の区域に居住する者であって、災害時に居住していた住宅（以下「被災住宅」という。）が次の各号のいずれかに該当し、かつ、自らの資力では被災住宅での居住が当面困難な者とする。

- (1) 被災住宅が床上浸水となり、被災住宅の 2 階、避難所、親戚宅等に一時滞在するなど、現に住宅の確保に困窮していることが明らかであり、かつ、申込者又は同居しようとする者が 65 歳以上の高齢者又は障がい者である者
- (2) 地すべり等により被災住宅が被害を受けた者又は二次被害等により被災住宅に被害を受けるおそれがある者
- (3) その他市長が認める者

(Bタイプ賃貸型応急住宅の条件および経費の負担)

第4条 Bタイプ賃貸型応急住宅の条件は、別紙「令和5年7月大雨災害」に係る秋田市賃貸型応急住宅の要件および経費の負担（以下「別紙」という。）に適合し、市がBタイプ賃貸型応急住宅として被災者に提供することに貸主が同意した住宅とする。

2 Bタイプ賃貸型応急住宅の入居に要する経費について、別紙に基づき市が負担する。

(Aタイプ賃貸型応急住宅への変更)

第5条 市は、入居者から罹災証明書の提出を受け、被災住宅が県要綱に該当する可能性が判明した場合には、市が借り上げているBタイプ賃貸型応急住宅をAタイプ賃貸型応急住宅に変更するよう県と協議するものとし、入居者はその事務手続に協力するものとする。

(災害救助法に基づく応急修理制度との併用)

第6条 災害救助法に基づく応急修理制度とBタイプ賃貸型応急住宅の併用はできないものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか入居手続など必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月21日から施行する。

秋田市賃貸型応急住宅実施要綱の設定

第1 設定理由

秋田市賃貸型応急住宅に関し必要な事項を定めるため、この要綱を設定しようとするものである。

第2 要旨

1 第1条関係（目的）

この要綱は、令和5年7月大雨災害（以下「災害」という。）の被災者に対して市が賃貸型応急住宅として民間賃貸住宅を借り上げ、入居希望者に対して提供を行うために必要な事項を定め、その適確な実施を確保することを目的とするもの

2 第2条関係（定義）

この要綱における用語の意義を規定するもの

3 第3条関係（入居対象者）

Bタイプ賃貸型応急住宅に入居できる者を規定するもの

4 第4条関係（Bタイプ賃貸型応急住宅の条件および経費の負担）

市は、Bタイプ賃貸型応急住宅として被災者に提供することに貸主が同意した住宅について、別紙に基づき負担することとするもの

5 第5条関係（Aタイプ賃貸型応急住宅への変更）

市は、被災住宅が県要綱に該当する場合には、市が借り上げているBタイプ賃貸型応急住宅をAタイプ賃貸型応急住宅に変更するよう県と協議することとするもの

6 第6条関係（災害救助法に基づく応急修理制度との併用）

災害救助法に基づく応急修理制度とBタイプ賃貸型応急住宅の併用はできないこととするもの

7 第7条関係（委任）

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めることとするもの

8 附則関係

施行は、本起案の決裁日からとするもの